

5. 家族優遇制度

- 卒業生減免制度 父・母・兄・弟・姉・妹のいずれかが本学園（中学・高校・短大・大学）の卒業生である場合は、入学金を半額免除します
- 兄弟姉妹減免制度
 - ① 兄・弟・姉・妹のいずれかが本学園（中学・高校・大学）に在籍している場合は、入学金を半額免除します
 - ② 兄・弟・姉・妹のいずれかが本学園（中学・高校・大学）に同時に入学する場合は、それぞれの入学金を半額免除します

※家族優遇制度に該当する者のうち、10名を限度として、入試成績に最大20点を加点し、合否を判定します